

## 平成27年12月定例会議 参考資料

1. 議案第82号	平成27年度小松島市一般会計補正予算（第2号）	2
2. 議案第83号	平成27年度小松島市競輪事業特別会計補正予算（第1号）	6
3. 議案第84号	平成27年度小松島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	6
4. 議案第85号	平成27年度小松島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	6
5. 議案第86号	平成27年度小松島市介護保険特別会計補正予算（第1号）	6
6. 議案第87号	平成27年度小松島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	6
7. 議案第88号	平成27年度小松島市水道事業会計補正予算（第1号）	7
	行政不服審査法の概要（議案第89号～第93号等の根拠法）	8
8. 議案第89号	小松島市行政不服審査会条例の制定について	10
9. 議案第90号	小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例について	14
10. 議案第91号	小松島市行政情報公開条例の一部を改正する条例について	16
11. 議案第92号	小松島市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	19
12. 議案第93号	小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について	21
13. 議案第94号	小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	25
14. 議案第95号	小松島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	26
15. 議案第96号	小松島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	30
16. 議案第97号	小松島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	39
17. 議案第98号	小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について	45
18. 議案第99号	小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について	64
19. 議案第100号	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	66
20. 議案第101号	財産の取得について	67
21. 議案第102号	工事請負契約の変更について（(仮称)小松島市南部地域統合中学校建設工事のうち校舎新築工事）	68

平成27年度12月補正予算分析資料

1 歳入の状況

(単位：千円)

区 分	今 回 追 加 額	既 計 上 予 算 額	現 計 予 算 額	備 考
	総 額	総 額	総 額	
市 税		4,153,600	4,153,600	
地 方 譲 与 税		115,001	115,001	
利 子 割 交 付 金		10,000	10,000	
配 当 割 交 付 金		36,000	36,000	
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		38,000	38,000	
地 方 消 費 税 交 付 金		600,000	600,000	
自 動 車 取 得 税 交 付 金		10,000	10,000	
国 有 提 供 施 設 等 金		30,000	30,000	
地 方 特 例 交 付 金		14,000	14,000	
地 方 交 付 税	14,947	3,332,478	3,347,425	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		8,000	8,000	
分 担 金 及 び 負 担 金	5,449	192,558	198,007	下記参照
使 用 料 及 び 手 数 料		292,656	292,656	
国 庫 支 出 金	51,485	3,038,684	3,090,169	下記参照
県 支 出 金	41,285	1,058,294	1,099,579	下記参照
財 産 収 入	143	47,967	48,110	下記参照
寄 附 金		12,100	12,100	
繰 入 金		323,936	323,936	
繰 越 金		100	100	
諸 収 入		208,407	208,407	
市 債	541,000	3,690,500	4,231,500	
歳 入 合 計	654,309	17,212,281	17,866,590	

歳入区分の内訳

分担金及び負担金の内訳

病児・病後児保育事業広域利用負担金	664
保育所広域利用負担金	4,050
幼稚園広域利用負担金	735
	5,449

国庫支出金の内訳

障がい者医療費国庫負担金	6,500
障がい福祉サービス費等国庫負担金	19,050
障がい児施設措置費国庫負担金	14,250
育成医療費国庫負担金	△2,000
生活保護費等国庫負担金(過年度分)	20,490
選挙人名簿システム改修費国庫補助金	621
地域生活支援事業費国庫補助金	1,350
社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金	1,904
社会資本整備総合交付金	400
都市防災推進事業費国庫補助金	△12,000
特別支援就学奨励費国庫補助金	132
一時預かり事業費国庫補助金	248
国民年金事務国庫委託金(基礎年金等事務費交付金)	540
	51,485

県支出金の内訳	
障がい者医療費県負担金	3,250
障がい福祉サービス費等県負担金	9,525
障がい児施設措置費県負担金	7,125
育成医療費県負担金	△1,000
阿波っ子はぐくみ保育料助成事業費県補助金	15,308
保育士資格等取得支援費県補助金	425
私立保育所産休等代替職員費県補助金	713
認定子ども園環境改善費県補助金	1,500
潜在保育士職場訓練事業費県補助金	228
放課後児童クラブ保育料軽減事業費県補助金	1,560
寡婦控除みなし適用保育料軽減事業費県補助金	170
高齢者活游子育て支援事業費県補助金	250
地域生活支援事業費県補助金	675
老朽危険空き家除却支援事業費県補助金	200
とくしまゼロ作戦緊急対策事業費県補助金	1,108
一時預かり事業費県補助金	248
	<hr/>
	41,285
財産収入の内訳	
財政調整基金利子	143
	<hr/>
	143

## 2 目的別歳出の状況

(単位：千円)

区 分	今 回 追 加 額	既 計 上 予 算 額	現 計 予 算 額	備 考
	総 額	総 額	総 額	
議 会 費	32	215,458	215,490	
総 務 費	25,393	1,260,637	1,286,030	
民 生 費	101,943	6,175,825	6,277,768	
衛 生 費	39,480	2,002,759	2,042,239	
農 林 水 産 業 費	△13,326	388,736	375,410	
商 工 費	995	56,418	57,413	
土 木 費	43,062	1,088,918	1,131,980	
消 防 費	35,371	727,745	763,116	
教 育 費	8,968	3,506,217	3,515,185	
公 債 費	412,248	1,768,501	2,180,749	
諸 支 出 金	143	16,067	16,210	
予 備 費		5,000	5,000	
歳 出 合 計	654,309	17,212,281	17,866,590	

## 3 性質別歳出の状況

(単位：千円)

区 分	今 回 追 加 額	既 計 上 予 算 額	現 計 予 算 額	備 考
	総 額	総 額	総 額	
人 件 費	△62,389	2,975,016	2,912,627	
議 員 等 特 別 職 の 給 与		235,112	235,112	
職 員 給	△32,719	2,039,834	2,007,115	
そ の 他	△29,670	700,070	670,400	
物 件 費	45,956	1,935,961	1,981,917	
維 持 補 修 費	2,031	33,312	35,343	
扶 助 費	78,697	3,211,626	3,290,323	
補 助 費 等	86,320	1,834,018	1,920,338	
普 通 建 設 事 業 費	50,016	4,211,520	4,261,536	
補 助 事 業 費	36,513	2,904,020	2,940,533	
単 独 事 業 費	13,503	1,307,500	1,321,003	
災 害 復 旧 事 業 費				
補 助 事 業 費				
単 独 事 業 費				
失 業 対 策 事 業 費				
補 助 事 業 費				
単 独 事 業 費				
公 債 費	412,248	1,768,501	2,180,749	
積 立 金	143	13,067	13,210	
貸 付 金		4,800	4,800	
繰 出 金	41,287	1,219,460	1,260,747	
予 備 費		5,000	5,000	
歳 出 合 計	654,309	17,212,281	17,866,590	

# 平成 27 年度 事業費 の 状 況

(単位：千円)

費目	事業名	事業費	財 源 内 訳					備 考
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	普通建設事業	(4,261,536) 50,016	(717,485) △ 12,000	(83,914) 2,385	(3,268,600) 139,300	(36,180) 0	(155,357) △ 79,669	
	1 補助事業	(2,940,533) 36,513	(717,485) △ 12,000	(17,183) 0	(2,190,400) 48,500		(15,465) 13	
消 防	津波等災害に強い安全なまちづくり推進事業	(156,513) 36,513	(68,000) △ 12,000	(5,000)	(83,500) 48,500		(13) 13	小松島ニュータウン地区津波避難施設整備工事

(単位：千円)

費目	事業名	事業費	財 源 内 訳					備 考
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	2 単独事業	(1,321,003) 13,503		(66,731) 2,385	(1,073,200) 90,800	(36,180) 0	(139,892) △ 79,682	
民 生	認定こども園施設整備事業	3,500		1,500			2,000	坂野保育所・幼稚園、花しんばり保育園、こまつしま健祥会保育園
衛 生	葬斎場建設事業	(459,627) 0			(427,800) 83,100		(31,827) △ 83,100	財源振替
土 木	交通安全対策事業	(8,300) 500				(7,800)	(500) 500	交通安全施設設置工事
	排水機場等改修事業	(14,233) 7,733			(12,500) 6,900		(1,733) 833	和田島地区排水機場屋上防水改修工事他
消 防	津波等災害に強い安全なまちづくり推進事業	1,770		885	800		85	車椅子階段昇降機購入

平成27年度 特別会計予算（12月）分析資料

1 競輪事業特別会計

歳入 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
① 競輪事業収入	8,969,005	700,000	9,669,005	
④ 繰越金	100	9,662	9,762	
歳入合計	9,084,000	709,662	9,793,662	

歳出 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
① 競輪事業費	9,076,900	709,662	9,786,562	通常開催経費等
歳出合計	9,084,000	709,662	9,793,662	

2 後期高齢者医療特別会計

歳入 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
③ 繰入金	162,796	233	163,029	一般会計繰入金
⑤ 繰越金	0	9,281	9,281	
歳入合計	523,232	9,514	532,746	

歳出 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
① 総務費	31,259	233	31,492	人件費
② 後期高齢者医療広域連合納付金	488,379	9,281	497,660	
歳出合計	523,232	9,514	532,746	

3 国民健康保険特別会計

歳入 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
③ 国庫支出金	1,200,517	95,027	1,295,544	療養給付費国庫負担金等
④ 県支出金	232,486	17,761	250,247	調整交付金
⑤ 療養給付費交付金	300,040	61	300,101	後期高齢者支援金（退職被保険者）
⑧ 繰入金	322,711	39,845	362,556	一般会計繰入金
⑩ 繰越金	0	53,758	53,758	
歳入合計	5,503,167	206,452	5,709,619	

歳出 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
① 総務費	74,478	2,123	76,601	番号制度対応システム改修費
② 保険給付費	3,313,116	104,300	3,417,416	一般療養給付費、一般高額療養費
③ 後期高齢者支援金等	523,340	834	524,174	
④ 前期高齢者納付金等	318	79	397	
⑥ 介護納付金	173,164	21,685	194,849	
⑩ 諸支出金	4,165	77,431	81,596	国庫支出金返還金等
歳出合計	5,503,167	206,452	5,709,619	

4 介護保険特別会計

歳入 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
④ 国庫支出金	856,443	5,411	861,854	社会保障・税番号制度システム整備費補助金等
⑦ 繰入金	621,701	△ 1,551	620,150	一般会計繰入金
⑨ 財産収入	140	83	223	基金利子
⑩ 繰越金	0	20,632	20,632	
歳入合計	3,737,542	24,575	3,762,117	

歳出 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
① 総務費	101,341	3,860	105,201	番号制度対応システム改修費等
② 保険給付費	3,532,736	20,632	3,553,368	居宅介護サービス給付費
④ 諸支出金	23,965	83	24,048	基金積立金
歳出合計	3,737,542	24,575	3,762,117	

5 公共下水道事業特別会計

歳入 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
③ 繰入金	257,695	2,760	260,455	一般会計繰入金
歳入合計	344,100	2,760	346,860	

歳出 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
① 下水道費	114,743	△ 3,610	111,133	人件費
② 公債費	218,452	6,370	224,822	
歳出合計	344,100	2,760	346,860	

議案第 88 号 平成 27 年度 小松島市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

収益の支出

款	項	目	既決予定額(千円)	補正予定額(千円)	計(千円)	備 考
1. 水道事業費用			694,638	22,567	717,205	
	1. 営業費用		572,560	22,567	595,127	
		1. 原水及び 浄水費	98,731	1,272	100,003	
		2. 配水及び 給水費	101,246	4,240	105,486	
		3. 受託工事費	24,017	456	24,473	
		4. 総係費	97,711	16,599	114,310	

資本の支出

款	項	目	既決予定額(千円)	補正予定額(千円)	計(千円)	備 考
1. 資本の支出			713,071	396	713,467	
	1. 建設改良費		548,584	396	548,980	
		1. 建設改良費	88,129	396	88,525	

# 行政不服審査法の概要

## 【概要】

- 現行行政不服審査法は、昭和37年に制定・施行されて以降、50年以上、本格的な改正なし。
- この間、国民意識の変化、行政手続法の制定(H5)や行政事件訴訟法の改正(H16)等の関連法制度の整備
- ⇒公正性・利便性の向上等の観点から、時代に即して抜本的な見直し

## <経緯>

- ・1962(昭和37)年 行政不服審査法の制定(8/31)・施行(10/1)
- ・1993(平成5)年 行政手続法の成立(聴聞手続など事前手続の整備)
- ・2004(平成16)年 行政事件訴訟法の改正(出訴期間の延長、義務付け訴訟の法定など司法救済手段の充実)
- ・2007(平成19)年 「行政不服審査制度検討会最終報告」
- ・2008(平成20)年 「20年法案」国会提出 ⇒平成21年廃案
- ・2011(平成23)年 「行政救済制度検討チーム取りまとめ」(総務大臣と行政刷新担当大臣が共同座長)
- ・2013(平成25)年 「行政不服審査制度の見直し方針」(6月)(総務省決定)
- ・2014(平成26)年 行政不服審査法関連3法案 国会提出(3/14)・成立(6/6)・公布(6/13)

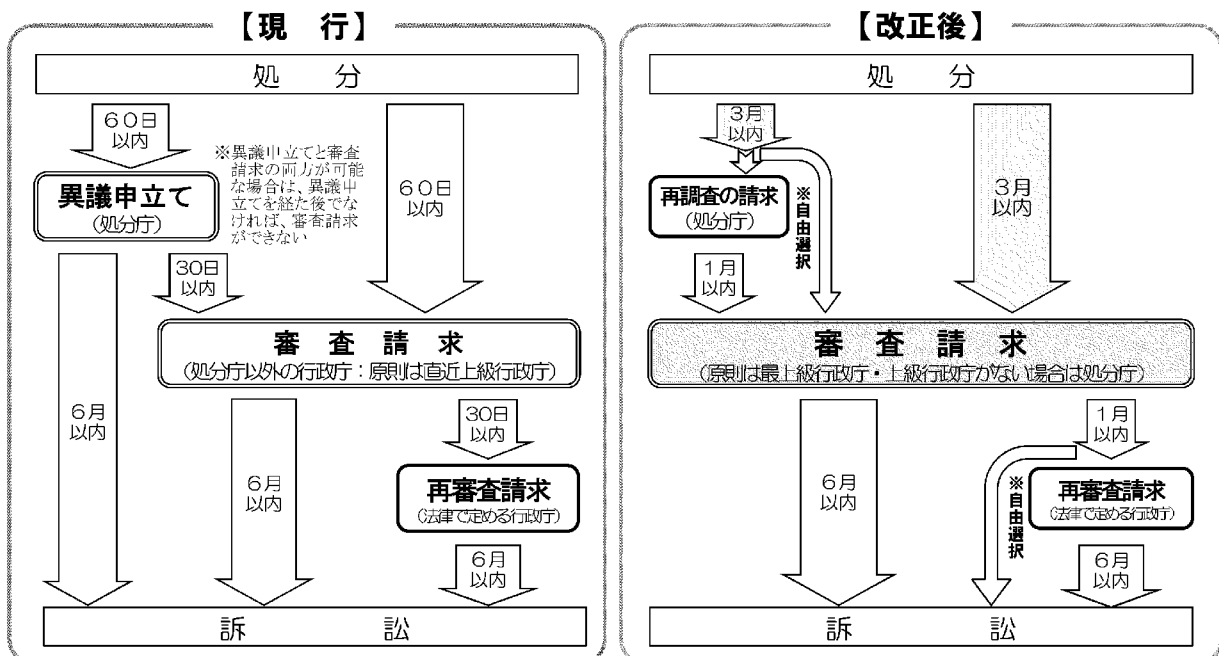
## <改正法の概要>

- 不服申立構造の見直し(不服申立ての種類を原則として「審査請求」に一元化)
- 公正性の向上
  - ・審理員制度の導入(原処分に関与していない等の要件を満たす「審理員」が審理手続を主宰)
  - ・行政不服審査会等への諮問手続の新設(審査庁の判断の妥当性を第三者機関がチェック)
  - ・審査請求人等の手続保障の拡充(口頭意見陳述における処分庁等への質問、提出書類等の謄写 など)
- 使いやすさの向上
  - ・審査請求期間を3か月に延長(現行:60日)
  - ・迅速性の確保等(標準審理期間、争点等の整理手続、情報提供・公表の努力義務化 など)
- 救済手段の充実・拡大
  - ・裁決時(※)に併せて申請認容処分をとる措置を新設(※)申請拒否処分や不作為が違法・不当である場合
  - ・「処分等の求め」「行政指導の中止等の求め」等の手続を新設(行政手続法)

# 不服申立構造の見直し

## 【主な事項】

- 原則となる不服申立類型を「審査請求」に一元化
- 例外として、個別法の特別の定めにより「再調査の請求」(審査請求との選択制)や「再審査請求」を認める
- 審査請求期間を3月に延長



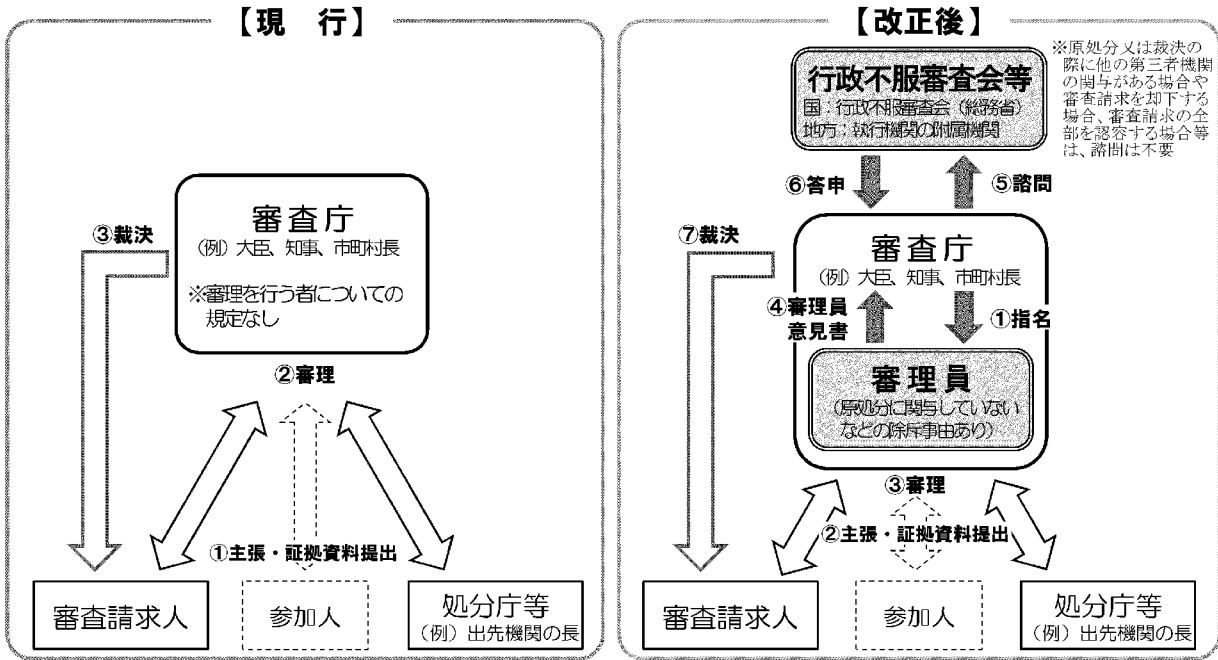


# 審理・裁決の公正性の向上

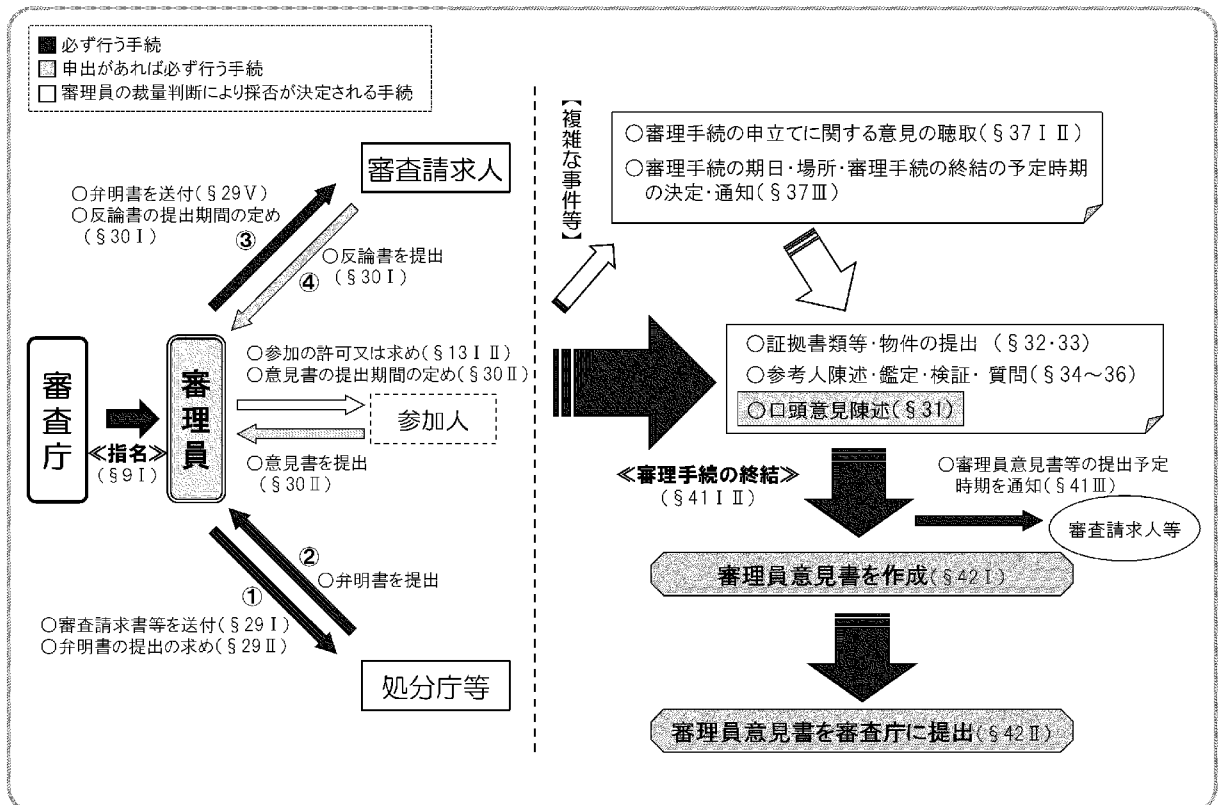
## 【主な事項】

- 原処分に関与していない審査庁の職員が審理手続を行う審理員制度の導入
- 第三者の立場から、審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックする行政不服審査会等への諮問手続を導入

(注) 審査庁が合議制の機関である場合等は、審理員の指名や行政不服審査会等への諮問は不要



## (参考) 審理手続の流れ



## 議案第89号 小松島市行政不服審査会条例の制定について

### 《制定の趣旨》

全部改正される行政不服審査法（平成26年法律第68号）では、処分庁への異議申立てを審査庁への審査請求に一元化すること、審査請求ができる期間を60日以内から3か月以内に延長すること、審査庁の職員から審理員を指名し、審理させること、審査庁が裁決案について第三者機関に諮問すること等、不服申立て制度の大幅な見直しがなされました。

については、本市に対して審査請求がなされた場合、市長（審査庁）が諮問する第三者機関として、小松島市行政不服審査会を設置する必要があるため、条例を制定するものです。

### 《主な内容》

#### ○委員について

審査会の委員は3名とし、法律又は行政に関して優れた見識を有する者のうちから、審査請求の事件ごとに任命することとします。また、委員が審査事件に関係する場合（審査請求人の親族である場合等）の回避については規則で定めます。

#### ○審査会の権限について

審査会は、必要があると認める場合には、審査請求人に対し主張書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者に申述又は鑑定を求めることができる等、審査に関しての調査権限を有します。

#### ○資料の閲覧・写しの交付について

行政不服審査法第78条では、審査関係人（審査請求人、参加人）に審査会に提出された資料の閲覧・写しの交付請求が認められていますので、行政不服審査会に対して請求がなされた場合の取扱いを定めます。

#### ○委員の守秘義務違反に対する罰則

行政不服審査法は第69条第8項で「委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」、第87条で「第69条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」と規定しているため、小松島市行政不服審査会の委員についても同様の罰則を定めます。

## 小松島市行政不服審査会条例

### (設置)

第1条 小松島市の行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、不服申立て制度を通じて市民等の権利利益の救済をはかり、行政の適正な運営を確保するため、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81条第2項の規定に基づき、事件ごとに市長の附属機関として小松島市行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 審査請求 法第2条及び第3条に基づく不服申立てをいう。
- (2) 審査請求人 前号に定める審査請求を行った者をいう。
- (3) 参加人 法第13条第4項の定義による。
- (4) 審査庁 法第9条第1項の定義による。
- (5) 審査関係人 法第74条の定義による。
- (6) 主張書面 法第74条の定義による。
- (7) 補佐人 自然科学、社会科学、人文科学の専門的知識により、審査請求人又は参加人を援助する第三者をいう。

### (所掌事項)

第3条 審査会は、法第43条第1項に基づく審査庁の諮問に応じ、審査請求について調査審議し、当該諮問に対する答申を行う。

### (委員)

第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ法律又は行政に関して優れた見識を有する者のうちから、事件ごとに市長が委嘱する委員3人をもって組織する。

- 2 委員の任期は、前項の事件に係る第12条の手続きの完了までとする。
- 3 市長は、前項の任期満了前に委員に欠員が生じた場合は、新たな者を委員に委嘱するものとする。
- 4 前項の場合において、審査会は、第5条第2項に定める方法により、改めて会長及び副会長を選任するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、委員が委嘱された後又は会長及び副会長のいずれにも欠員が生じた場合であって、第4条第3項に基づき新たな委員が委嘱された後において最初に行われる会議は、市長が招集する。

- 2 審査会は、委員3人をもってする合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。
- 3 会議の議事は、委員の過半数で決する。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査関係人に主張書面又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の申述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、審査関係人の申立てがあつた場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第9条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面または資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続き)

第10条 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第7条の規定による調査をさせ、又は第8条第1項本文の規定による審査関係人の意見の申述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第11条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の関

覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 第1項の規定による交付をうける審査請求人又は参加人は、実費の範囲内において小松島市事務手数料条例（平成12年小松島市条例第2号）に定める額の手数料を納付しなければならない。
- 5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、小松島市事務手数料条例で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

（答申書の送付等）

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（秘密の保持）

第13条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第14条 審査会の庶務は、総務部総務課において行う。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第16条 第13条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第90号 小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

全部改正される行政不服審査法に基づき、審査請求に係る書類の写しの交付が認められることとなるため、交付手数料について定めるもの。

小松島市事務手数料条例(平成12年小松島市条例第2号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(種類及び金額等)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(35) 略</p>	<p>(種類及び金額等)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(35) 略</p> <p><u>(36) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項，第78条第4項及びこれらの規定を準用する法令の規定による交付手数料 以下に定める額</u></p> <p><u>ア 複写機による複写（単色） 用紙（日本工業規格A3以下に限る。） 1枚につき 10円</u></p> <p><u>イ 複写機による複写（多色） 用紙（日本工業規格A3以下に限る。） 1枚につき 50円</u></p> <p><u>ウ 電磁的記録媒体への複写 複写機による複写（単色，多色を問わない。）によってしたならば，出力される用紙（日本工業規格A3以下に限る。）1枚につき 10円</u></p>	<p>追加</p>



議案第91号 小松島市行政情報公開条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

全部改正される行政不服審査法に対応するため、行政情報開示請求に係る不作為についても審査請求を認めるほか、第三者機関である小松島市情報公開審査会による審査体制が確保されていることから、審理員の指名を行わないこととする等、所要の改正を行うもの。

小松島市行政情報公開条例(平成12年小松島市条例第47号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(第三者保護の意見聴取)</p> <p>第12条 開示請求に係る行政情報に第三者に関する情報が記録されているときは、開示又は非開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政情報の開示に<u>反対の意思を表示した意見書</u>を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも14日を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。</p>	<p>(第三者保護の意見聴取)</p> <p>第12条 開示請求に係る行政情報に第三者に関する情報が記録されているときは、開示又は非開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政情報の開示に<u>反対の意思を表示した意見書</u>(以下「<u>反対意見書</u>」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも14日を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。</p>	<p>改正</p>



(不服申立てがあった場合の措置)

第15条 第10条第1項の決定 \_\_\_\_\_ について  
行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立  
てがあった場合は、当該不服申立てに係る審査庁又は処分庁は、  
当該不服申立てを認容するとき \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 又は当該不服申立てが不適法であることを理由として却下  
するときを除き、小松島市情報公開審査会に諮問し、その答申  
を尊重し、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなけれ  
ばならない。

(審査請求があった場合の措置)

第15条 第10条第1項の決定又は開示請求に係る不作為について  
行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく審査請求  
があった場合は、当該審査請求に係る審査庁は、当該審査請求  
の全部を認容するとき(第12条第2項に定める反対意見書が提出  
されている場合及び当該審査請求の全部を認容することについ  
て反対する旨の参加人の意見書が提出されている場合並びに口  
頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除  
く。)又は当該審査請求が不適法であることを理由として却下  
するときを除き、小松島市情報公開審査会に諮問し、その答申  
を尊重し、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

2 前項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げるものに対  
し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合  
を除く。)

(3) 当該審査請求に係る開示決定について反対意見書を提出した  
開示請求者以外のもの(当該開示請求者以外のものが審査請求人  
又は参加人である場合を除く。)

3 第12条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決を  
する場合について準用する。

改正

追加

追加

追加

追加

追加

<p>2 小松島市情報公開審査会の組織，権限，審査方式，調査方法，審議手続その他運営に関する事項については，別に条例で定める。</p>	<p>(1) <u>開示決定に対する開示請求者以外のものからの審査請求を却下し，又は棄却する裁決</u></p> <p>(2) <u>審査請求に係る非開示決定を変更し，当該審査請求に係る行政情報を開示する旨の裁決(開示請求者以外のものである参加人が当該行政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</u></p> <p>4 小松島市情報公開審査会の組織，権限，審査方式，調査方法，審議手続その他運営に関する事項については，別に条例で定める。</p> <p>5 <u>審査庁は，第1項の審査請求がなされた場合，行政不服審査法第9条第1項に基づく審理員の指名については，これを行わないものとする。</u></p>	<p>追加</p> <p>追加</p> <p>改正</p> <p>追加</p>
---	---	---

議案第92号 小松島市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

全部改正される行政不服審査法に対応するため、自己情報の開示又は訂正等の請求に係る不作為についても審査請求を認めるほか、第三者機関である小松島市個人情報保護審査会による審査体制が確保されていることから、審理員の指名を行わないこととする等、所要の改正を行うもの。

小松島市個人情報保護条例(平成12年小松島市条例第53号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(<u>不服申立て</u>があった場合の措置)</p> <p>第26条 自己情報の開示又は訂正等の請求に対する決定について、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)</u>の規定による<u>不服申立て</u>があった場合は、当該<u>不服申立て</u>に係る<u>処分庁又は審査庁</u>は、当該<u>不服申立て</u>を認容するとき(当該開示決定について開示請求者以外のものから反対意見書が提出されているとき</p> <hr/> <p>を除外する。)又は当該<u>不服申立て</u>が不適法であることを理由として却下するときを除き、小松島市個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重し、当該<u>不服申立て</u>に対する<u>決定又は裁決</u>を行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定により諮問をした<u>処分庁又は審査庁</u>は、次に掲げる</p>	<p>(<u>審査請求</u>があった場合の措置)</p> <p>第26条 自己情報の開示又は訂正等の請求に対する決定又は不作為について、<u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)</u>の規定による<u>審査請求</u>があった場合は、当該<u>審査請求</u>に係る<u>審査庁</u>は、当該<u>審査請求の全部</u>を認容するとき(<u>第18条第7項</u>に定める<u>反対意見書</u>が提出されている場合及び当該<u>審査請求の全部</u>を認容することについて反対する旨の参加人の意見書が提出されている場合並びに口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。)又は当該<u>審査請求</u>が不適法であることを理由として却下するときを除き、小松島市個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重し、当該<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>を行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定により諮問をした<u>審査庁</u>は、次に掲げるものに対</p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>

<p>ものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立人</u>及び参加人</p> <p>(2) 開示請求者又は訂正等請求者(開示請求者又は訂正等請求者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該<u>不服申立て</u>に係る開示決定について反対意見書を提出した開示請求者以外のもの(当該開示請求者以外のものが<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>3 第18条第7項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定又は裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する開示請求者以外のものからの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>決定又は裁決</u></p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に係る非開示決定を変更し、当該非開示決定に係る個人情報を開示する旨の<u>決定又は裁決</u>(開示請求者以外のものである参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>4 小松島市個人情報保護審査会の組織、権限、審査方式、調査方法、審議手続その他運営に関する事項については、別に条例で定める。</p>	<p>し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求人</u>及び参加人</p> <p>(2) 開示請求者又は訂正等請求者(開示請求者又は訂正等請求者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該<u>審査請求</u>に係る開示決定について反対意見書を提出した開示請求者以外のもの(当該開示請求者以外のものが<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>3 第18条第7項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する開示請求者以外のものからの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決</u></p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る非開示決定を変更し、当該<u>審査請求</u>に係る個人情報を開示する旨の<u>裁決</u>(開示請求者以外のものである参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>4 小松島市個人情報保護審査会の組織、権限、審査方式、調査方法、審議手続その他運営に関する事項については、別に条例で定める。</p> <p>5 <u>審査庁</u>は、<u>第1項の審査請求</u>がなされた場合、行政不服審査法第9条第1項に基づく審理員の指名については、これを行わないものとする。</p>	<p></p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>追加</p>
--	--	---

議案第93号 小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

全部改正される行政不服審査法では、不服申立て制度は審査庁に対する審査請求に一元化されることから、関係する規定を改正するとともに、委員が守秘義務違反をした場合の罰則について、新たに設置される小松島市行政不服審査会の委員に対する罰則と同水準となるよう改めるもの。

小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成12年小松島市条例第54号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(所掌事項)</p> <p>第3条 審査会は、次に掲げる各号の事項についてその権限を行うものとする。</p> <p>(1) 行政情報公開条例第15条第1項に規定する<u>不服申立て</u>に関する審査</p> <p>(2) 個人情報保護条例第26条第1項に規定する<u>不服申立て</u>に関する審査</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(諮問をした場合の<u>不服申立人等</u>への通知等)</p> <p>第4条 行政情報公開条例第15条第1項の規定により審査会に諮問をした<u>処分庁又は審査庁(以下「諮問庁」という。)</u>は、次に掲げ</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第3条 審査会は、次に掲げる各号の事項についてその権限を行うものとする。</p> <p>(1) 行政情報公開条例第15条第1項に規定する<u>審査請求</u>に関する審査</p> <p>(2) 個人情報保護条例第26条第1項に規定する<u>審査請求</u>に関する審査</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(諮問をした場合の<u>審査請求人等</u>への通知等)</p> <p>第4条 行政情報公開条例第15条第1項の規定により審査会に諮問をした<u>審査庁</u>は、次に掲げ</p>	<p></p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p></p> <p>改正</p> <p>改正</p>

るものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

2 行政情報公開条例第12条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2) 不服申立てに係る非開示決定を変更し、当該非開示決定に係る行政情報を開示する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該行政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(委員の忌避・回避)

第6条 委員が第3条第1項第1号又は第2号の職務を行うにつき、審査の公正を妨げるべき事情があるときは、不服申立人は忌避することができる。

2～3 略

(小委員会)

るものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る開示決定について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

2 行政情報公開条例第12条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する\_\_\_\_\_ 裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する\_\_\_\_\_ 裁決

(2) 審査請求に係る非開示決定を変更し、当該非開示決定に係る行政情報を開示する旨の\_\_\_\_\_ 裁決(第三者である参加人が当該行政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(委員の忌避・回避)

第6条 委員が第3条第1項第1号又は第2号の職務を行うにつき、審査の公正を妨げるべき事情があるときは、審査請求人は忌避することができる。

2～3 略

(小委員会)

改正

改正

改正

改正

改正

改正

改正

第8条 審査会は、その指名する委員3人をもって構成する小委員会に、不服申立てに係る事件について調査させることができる。  
(審査会の調査権限)

第10条 審査会は、第3条第1項の審査を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示請求に係る行政情報、個人情報ファイル又は特定個人情報ファイルの提出を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提出された行政情報又は個人情報ファイルの開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、不服申立て事件に係る行政情報又は個人情報ファイルに記録されている情報の内容とその処分の理由を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。  
(意見の陳述等)

第8条 審査会は、その指名する委員3人をもって構成する小委員会に、審査請求に係る事件について調査させることができる。  
(審査会の調査権限)

第10条 審査会は、第3条第1項の審査を行うため必要があると認めるときは、審査庁に対し、開示請求に係る行政情報、個人情報ファイル又は特定個人情報ファイルの提出を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提出された行政情報又は個人情報ファイルの開示を求めることができない。

- 2 審査庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、審査庁に対し、審査請求事件に係る行政情報又は個人情報ファイルに記録されている情報の内容とその処分の理由を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は審査庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。  
(意見の陳述等)

改正

改正

改正

改正

改正

<p>第11条 審査会は、<u>不服申立人等</u>から申出があったときは、当該<u>不服申立人等</u>に、口答で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。</p> <p>(提出資料の閲覧)</p> <p>第12条 <u>不服申立人</u>及び参加人は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。</p> <p>2～3 略</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第14条 審査会は、実施機関に対し答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服申立人等</u>に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>(罰則)</p> <p>第18条 第15条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は<u>30万円以下</u>の罰金に処する。</p>	<p>第11条 審査会は、<u>審査請求人等</u>から申出があったときは、当該<u>審査請求人等</u>に、口答で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。</p> <p>(提出資料の閲覧)</p> <p>第12条 <u>審査請求人</u>及び参加人は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。</p> <p>2～3 略</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第14条 審査会は、実施機関に対し答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査請求人等</u>に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>(罰則)</p> <p>第18条 第15条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は<u>50万円以下</u>の罰金に処する。</p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>
--	--	---



議案第94号 小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

行政不服審査法が全部改正されることに伴い、同法を引用する部分を改正するもの。

小松島市職員の退職手当に関する条例(昭和29年小松島市条例第3号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 (略)</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 (略)</p>	<p>改正</p>

議案第95号 小松島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されたことに伴い、申告書等に提出者の個人番号又は法人番号を記載すること等を定める必要があるため、小松島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を改正するもの。

小松島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(小松島市市税賦課徴収条例の一部改正)</p> <p>第1条 小松島市市税賦課徴収条例(昭和25年小松島市条例第133号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第10号中「又は名称」を「(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。))」に、同条第11号中「又は名称」を「法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)」に改める。</p> <p>(中略)</p> <p>第36条の2第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号_____」を加える。</p>	<p>(小松島市市税賦課徴収条例の一部改正)</p> <p>第1条 小松島市市税賦課徴収条例(昭和25年小松島市条例第133号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第36条の2第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。))」を加える。</p>	<p>削除</p> <p>追加</p>

<p>(中略)</p> <p>第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「, 氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい, 当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号_____</p>	<p>(中略)</p> <p>第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「, 氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい, 当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下</p>	追加
<p>_____ (個人番号又は法人番号を有しない者に</p>	<p>固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者に</p>	
<p>あつては, 住所及び氏名又は名称)」に改める。</p>	<p>あつては, 住所及び氏名又は名称)」に改める。</p>	
<p>(中略)</p> <p>第89条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事業所若しくは事業所の所在地, 氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。_____次条において同じ。)又は法人番号_____</p>	<p>(中略)</p> <p>第89条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事業所若しくは事業所の所在地, 氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号にお</p>	追加 追加
<p>_____ (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては, 住所</p>	<p>いて同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては, 住所</p>	
<p>又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。</p>	<p>又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p>	
<p>(中略)</p> <p>第139条の3第1項中「一に」を「いずれかに」に改め, 同条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「, 氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号_____</p>	<p>(中略)</p> <p>第139条の3第1項中「一に」を「いずれかに」に改め, 同条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「, 氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下</p>	追加

<p>_____（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。</p> <p>（中略）</p> <p>第149条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。_____）又は法人番号_____</p>	<p>この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。</p> <p>（中略）</p> <p>第149条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号_____（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）</p>	
<p>（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。</p> <p>（中略）</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（中略）</p> <p>4 第1条中小松島市市税賦課徴収条例第2条第10号及び第11号、第36条の2第8項、第51条第2項各号、第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第3項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号、第139条の3第2項第1号並びに第149条第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第</p>	<p>（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。</p> <p>（中略）</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（中略）</p> <p>4 第1条中小松島市市税賦課徴収条例_____第36条の2第8項、第51条第2項各号、第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第3項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号、第139条の3第2項第1号並びに第149条第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第</p>	<p>追加 追加</p> <p>削除</p>

<p>22条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに次条第3項及び第8項、附則第3条第2項、第4条第1項、第6条及び第7条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日</p>	<p>22条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに次条第3項及び第8項、附則第3条第2項、第4条第1項、第6条及び第7条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日</p>	
--	--	--

## 議案第96号 小松島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について

### 《制定の趣旨》

平成25年5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）」が公布され、平成27年10月5日から、12桁の個人番号を記した通知カードの郵送が開始されました。

平成28年1月1日からは、税、社会保障、災害対策などの分野に関わる事務で個人番号が利用され、情報の連携による事務処理の効率化が図られることとなります。

個人番号を利用することができる事務は、①番号法で定める事務（法定事務）及び②法定事務以外で、番号法第9条第2項に基づき条例を定めて独自に個人番号を利用する事務（独自利用事務）に限定されており、個人番号を独自利用事務で利用する場合や、同一機関内及び同一地方公共団体の他機関（教育委員会など）との間で特定個人情報の授受を行う場合は、その旨を条例に規定する必要があることから、本条例を制定するものです。

### 《主な内容》

- (1) 番号法第9条第2項に基づいて、法定事務に類似する事務であつて、本市が独自にマイナンバーを利用する事務（独自利用事務）を定めます。（第4条第1項、別表第1）
- (2) 番号法は、同一執行機関内で情報連携してマイナンバーを利用することについて詳細には規定しておらず、庁内で情報連携を行う場合は条例に規定する必要があるため、連携する事務及び特定個人情報を定めます。（第4条第2項、同条第3項、別表第2）
- (3) 同一団体の別の執行機関への特定個人情報の提供（市長から教育委員会など）を行う事務及び特定個人情報を定めます。（第5条第1項、別表第3）

### 《番号法抜粋》

第9条第2項 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

- (9) 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

## 小松島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び第19条第9号に基づく個人番号の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

### (市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

### (個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる市の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。
- 3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務処理に関して、必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。



別表第1(第4条関係)

執行機関	事務
1 市長	小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第8号)による子どもに係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第9号)による重度心身障害者等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による子育て短期支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	介護保険法(平成9年法律第123号)による介護サービス等の給付に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	小松島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(平成27年小松島市条例第18号)による利用者負担に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	徳島県心身障害者扶養共済制度の加入者のうち掛金の納付が経済的に困難な者に対してその掛金の一部を助成する事業に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の援助に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	修学の意欲があるにも関わらず、経済的理由により修学が困難な者に対して奨学金を支給する事業に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	私立幼稚園への通園児をもつ多子世帯の経済負担を軽減するための入園料及び保育料の一部を補助する事業に関する事務であって規則で定めるもの
11 教育委員会	小松島市立の小学校又は中学校の特別支援学級等に就学している児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため就学のために必要な経費の一部を支給する事業に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法による障害児通所給付費, 特例障害児通所給付費, 高額障害児通所給付費, 肢体不自由児通所医療費, 障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給, 障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。), 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳, 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障がい者関係情報」という。), 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する事務(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)若しくは地域生活支援事業の実施に関する情報, 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「国民健康保険関係情報」という。)又は介護保険法による保険給付の支給, 地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス, 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, 障がい者関係情報, 地方税法(昭和25年法律第26号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。), 障害者自立支援給付関係情報, 国民健康保険関係情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
4 市長	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって規則で定めるもの	障がい者関係情報又は小松島市営住宅条例(平成9年小松島市条例第14号)による市営住宅の家賃に関する情報であって規則で定めるもの

5 市長	地方税法その他の地方税に関する法律並びに小松島市市税賦課徴収条例(昭和25年条例第133号)による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, 国民健康保険関係情報, 介護保険給付等関係情報又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
6 市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, 障がい者関係情報, 障害者自立支援給付関係情報, 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)又は小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
7 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス, 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, 障がい者関係情報, 地方税関係情報, 障害者自立支援給付関係情報, 国民健康保険関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障がい者関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に関する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, 障害者自立支援給付関係情報, 国民健康保険関係情報又は小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
11 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, 障がい者関係情報, 介護保険給付等関係情報又は小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
12 市長	介護保険法による保険給付の支給, 地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの

13 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, 障がい者関係情報, 国民健康保険関係情報, 介護保険給付等関係情報, 中国残留邦人等支援給付等関係情報, 小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報, 小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報, 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報, 母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報, 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。), 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
14 市長	小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例による子どもに係る医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, 障がい者関係情報, 地方税関係情報, 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。), 小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
15 市長	小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例による重度心身障がい者等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, 障がい者関係情報, 地方税関係情報, 国民健康保険関係情報, 児童扶養手当関係情報, 住民票関係情報, 小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は高齢者の医療の確保に関する法律による高齢者の医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
16 市長	児童福祉法による子育て短期支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, 地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

17 市長	ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	児童福祉法による保育料における保育の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, 障がい者関係情報, 地方税関係情報, 中国残留邦人等支援給付等関係情報又は児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの
19 市長	介護保険法による介護サービス等の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, 障がい者関係情報, 地方税関係情報, 介護保険給付等関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	小松島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(平成27年小松島市条例第18号)による利用者負担に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, 障がい者関係情報, 地方税関係情報, 中国残留邦人等支援給付等関係情報, 児童扶養手当関係情報, 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報又は特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
21 市長	徳島県心身障害者扶養共済制度の加入者のうち掛金の納付が経済的に困難な者に対してその掛金の一部を助成する事業に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校教育法第19条の援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	修学の意欲があるにも関わらず、経済的理由により修学が困難な者に対して奨学金を支給する事業に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	私立幼稚園への通園児をもつ家庭の経済的負担を軽減するため、保育料等の一部を補助する事業に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	小松島市立の小学校又は中学校の特別支援学級等に就学している児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため就学のために必要な経費の一部を支給する事業に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

議案第97号 小松島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行により、地方公務員災害補償法施行令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

小松島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年小松島市条例第26号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>附 則 （施行期日） 第1条～第4条の2 （略） （他の法令による給付との調整） 第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当</p>	<p>附 則 （施行期日） 第1条～第4条の2 （略） （他の法令による給付との調整） 第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当</p>	

該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧船員保険法の障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧国民年金法の障害年金」という。)	0.89
	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金(以下単に「障害厚生年金」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)	0.73

該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下単に「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)	0.73
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給	0.88

改正



	障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86		付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。)若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。))又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88		国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。))	0.75
障害補償年金	旧船員保険法の障害年金	0.74		国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。))	0.75
	旧厚生年金保険法の障害年金	0.74		国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。))	0.89
	旧国民年金法の障害年金	0.89		障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73		障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83
	障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83		障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88			
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80		障害補償年金	0.73
				障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83

国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90	旧船員保険法による障害年金	0.74
厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金(以下単に「遺族厚生年金」という。)及び国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。)	0.80	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
遺族厚生年金(当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族基礎年金(当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88	遺族補償年金	0.80
		厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下単に「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。)	0.84
		遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84
		遺族基礎年金(当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年	0.88

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。

旧船員保険法の障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の障害年金	0.75

一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	0.80
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.90
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金, 準母子年金, 遺児年金又は寡婦年金	

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障	0.86

旧国民年金法の障害年金	0.89	害基礎年金が支給される場合を除く。)	
障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害	0.88
障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害	0.86	厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による	
基礎年金が支給される場合を除く。)		障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法	
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害	0.88	による障害共済年金が支給される場合を除く。)	
共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)		旧船員保険法による障害年金	0.75
		旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
		旧国民年金法による障害年金	0.89

議案第98号 小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行により、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うとともに、全部改正される行政不服審査法により、不服申立て制度が審査請求に一元化されることから、異議申立てに関する規定を審査請求に改めるもの。

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例(昭和43年小松島市条例第10号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p style="text-align: center;">第3章 異議申立て</p> <p style="text-align: center;">（異議申立て）</p> <p>第26条 本市の行う消防団員等の死亡，負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し，若しくは救急業務に協力し，又は応急措置の業務に協力したことによるものであるかどうかの認定，療養の方法，公務災害補償の金額の決定その他公務災害補償の実施について不服のある者は，市長に対して，<u>異議申立て</u>をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第4条の2（略）</p> <p style="text-align: center;">（他の法律による給付との調整）</p> <p>第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が，<u>当該損害補</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 審査請求</p> <p style="text-align: center;">（審査請求）</p> <p>第26条 本市の行う消防団員等の死亡，負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し，若しくは救急業務に協力し，又は応急措置の業務に協力したことによるものであるかどうかの認定，療養の方法，公務災害補償の金額の決定その他公務災害補償の実施について不服のある者は，市長に対して，<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第4条の2（略）</p> <p style="text-align: center;">（他の法律による給付との調整）</p> <p>第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が，<u>当該年金た</u></p>	<p>改正 改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>

償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。)	0.73
--------	---	------

る損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同	0.73
--------------------------------------	--	------

改正

改正

改正

				法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。） 障害厚生年金等及び障害基礎年金		
			2 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）		0.82（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.81）	改正
			3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	
障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金	0.73				改正
			4 障害補償年金（第十八条の二に規定する	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1級又は第2級の障	

			公務上の災害に係るものに限る。)		害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.81)	改正
			5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第一項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）	0.80	
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。))附則第28条第1項の規定により支給する遺族基礎年金を除く。以下同じ。)	0.80				改正
			6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公		0.87	



--	--	--

務上の災害に係るものに限る。		
----------------	--	--

改正

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支

改正

欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

傷病補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.86
	国民年金法の規定による障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。))の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.86
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」という。))による障害共済年金(以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。))が支給される場合を除く。)	0.88
	1 障害厚生年金等	

改正

			2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	0.91（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90）	改正	
			2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91）		改正
			3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に	1 障害厚生年金等	0.83	
				2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支	0.88	

			係るものを除く。)	給される場合を除く。)		
障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.83				改正
	国民年金法の規定による障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88	4 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.89 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88)	改正
				2 障害基礎年金 (当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.91)	改正
			5 遺族補償年金 (第18条の2	1 遺族厚生年金等	0.84	
			金 (第18条の2	2 遺族基礎年金 (当該損害補償の事由と	0.88	

			に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	なつた死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金, 平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金, 平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金(以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等に		
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	0.84		よる遺族共済年金」という。)が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金		改正
	国民年金法の規定による遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた死亡により国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88	6 遺族補償年金(第18条の2	1 遺族厚生年金等	0.89	
			に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年	0.92	

改正

--	--	--

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率(当該年金たる給付の2が支給される場合)にあっては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額(当該年金たる給付の2が支給される場合)にあっては、その合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率(当該法律による年金たる給付の数が2である場合)にあっては、当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合)にあっては、その合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

改正

傷病補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金「以下「旧船員保険法の規定による障害年金」という。）」	0.75	1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）」	0.75	改正	
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。）」	0.75		2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）」	0.75		改正
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の規定による障害年金」という。）」	0.89		3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）」	0.89		改正
傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）」			2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）」	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）	改正	
				2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病		

				等級に該 当する障 害に係る 傷病補償 年金にあ っては、 0.82)	改正
		3 旧国民年金法による障害年金		0.93 (第 一級又は 第二級の 傷病等級 に該当す る障害に 係る傷病 補償年金 にあつて は、0.92)	改正



障害補償年金	旧船員保険法の規定による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.74
	旧国民年金法の規定による障害年金	0.89

3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.74
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	3 旧国民年金法による障害年金	0.89

改正

			<p>4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p> <p>1 旧船員保険法による障害年金</p>	<p>0.83（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.82）</p>	<p>改正</p>
--	--	--	--	--	-----------

				<p>2 旧厚生年金保険法による障害年金</p>	<p>0.83(第1級)の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、</p> <p>0.81, 第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、</p> <p>0.82)</p> <p>0.93(第1級又は第2級の障害等級に</p>	<p>改正</p>
				<p>3 旧国民年金法による障害年金</p>	<p>該当する障害に係</p>	<p>改正</p>

					る障害補償年金にあつては、0.92)
				5 遺族補償年金（第18条の2	1 国民年金等改正法附則第 18 条第項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 0.80
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0.80	に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	2 国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 0.80	改正
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0.80		3 国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金 0.90	
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90			
			6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 0.87	
				2 国民年金等改正法附則第78条第1項に	0.87

--	--	--

る。)	規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金, 準母子年金, 遺児年金又は寡婦年金	0.93

4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる \_\_\_\_\_ 年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

- (1) 国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金
- (2) 国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、第1項又は第2項に規定する場合に応じ、それぞれ第1項又は第2

4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる法律による年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

- (1) 国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金
- (2) 国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の上欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その

改正

改正

項に規定する傷病補償年金について定める率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額(当該年金たる給付の2が支給される場合にあつては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

- 6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあつては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

- 6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

改正

旧船員保険法の規定による障害年金	0.75	旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.75	旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法の規定による障害年金	0.89	旧国民年金法による障害年金	0.89
7 (略)		7 (略)	

議案第99号 小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等により、人事行政の運営の状況について公表事項を追加するとともに、行政不服審査法の全部改正に伴い、不服申立てを審査請求に改正するもの。

小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年小松島市条例第6号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) 職員の給与の状況</p> <p>(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p>(4) 職員の休業に関する状況</p> <p>(5) 職員の分限及び懲戒処分に関する状況</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) <u>職員の人事評価の状況</u></p> <p>(3) 職員の給与の状況</p> <p>(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p>(5) 職員の休業に関する状況</p> <p>(6) 職員の分限及び懲戒処分の状況</p>	<p>追加 改正 改正 改正 改正</p>



<p>(6) 職員のサービスの状況</p> <p>(7) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</p> <p>(8) 職員の福祉及び利益の保護の状況</p> <p>(9) その他市長が必要と認める事項 (公平委員会の報告)</p> <p>第4条 公平委員会は、毎年7月末までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。 (公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況</p>	<p>(7) 職員のサービスの状況</p> <p>(8) <u>職員の退職管理の状況</u></p> <p>(9) 職員の研修の状況</p> <p>(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況</p> <p>(11) その他市長が必要と認める事項 (公平委員会の報告)</p> <p>第4条 公平委員会は、毎年7月末までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。 (公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</p>	<p>改正</p> <p>追加</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>
--	---	---

## 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

徳島市（以下「甲」という。）と小松島市（以下「乙」という。）は、平成23年3月30日に締結した定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定別表第1に次のように加える。

### ウ 環境衛生

公共施設の広域利用	取組の内容	圏域内（乙）の火葬場整備推進により、広域利用を促進し、住民の快適で衛生的な生活環境の確保を図る。
	甲の役割	乙の実施する火葬場整備及び広域利用を円滑に促進するため、連携市町村の調整を図るとともに、甲の区域内の住民に対して広域利用について周知する。
	乙の役割	火葬場の整備推進を図り、連携市町村の住民の利用負担の軽減を図ることで広域利用に供するとともに、広域利用について周知する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

議案第101号 財産の取得について

購入物品	はしご付消防自動車	
購入予定価格	98,118,000円	
内 訳	はしご付消防自動車1台	90,850,000円
	消費税	7,268,000円
購入の相手方	徳島市津田浜之町5番5号 株式会社 藤島 代表取締役 藤島 晴三	
納入期限	平成28年3月31日	

議案第102号 工事請負契約の変更について（（仮称）小松島市南部地域統合中学校建設工事のうち校舎新築工事）

工 事 名 （仮称）小松島市南部地域統合中学校建設工事のうち校舎新築工事

工 事 箇 所 小松島市立江町字黒岩26番地の1の一部他15筆

請 負 者 大鉄工業株式会社・斎藤建設株式会社  
（仮称）小松島市南部地域統合中学校建設工事のうち校舎新築工事  
共同企業体

代表構成員 高松市錦町1丁目1番3号  
大鉄工業株式会社四国支店  
支店長 小埜 友士

構 成 員 徳島市中昭和町1丁目95番地1  
斎藤建設株式会社  
代表取締役 齋藤 俊幸

工 期 着工 平成26年8月30日  
完成 平成28年2月29日

既決請負代金額 2,206,710,000円（税込）

変更請負代金額 2,219,315,760円（税込）